

第9章 日中平和友好条約交渉の全貌

崩壊した「社会主義的連帯」

一九七〇年代の末期から八〇年代の初期にかけて、世界の政治地図、とりわけアジア・太平洋地域の相互関係は、大きな変容を示していった。日中関係そして米中関係の打開と好転が続いた半面、カンボジア問題などをめぐって、中国とベトナムの関係（中越関係）が急速に悪化し、軍事衝突という事態まで招来した。その中で、ソ越関係の緊密化が進み、逆に中ソ対立が一段と増幅されていった。

「米中接近」と中越の亀裂

米ソを頂点とした資本主義圏と社会主義圏の対立—こんなふう形容された第二次世界大戦後のアジアでの冷戦構造は、この大棒を突き破った変身を遂げた。そして、長年にわたって培われてきたはずの「社会主義的連帯」に、決定的な打撃を与えたのだった。なぜ、こんな事態が生じたのか。ここに大まかな軌跡をたどっておきたい。

中国とベトナムの間の、長い歴史的なあつれきはさておき、一九七〇年代の初め、まだベトナム戦争が続く最中に起こった「米中接近」に対し、ベトナムが不信感を抱いたことは疑いない。当時、中国のニクソン訪中招請に対し、ベトナム側からは「溺れかかっているニクソンに浮き袋を投げるのも同然」といった声も出ていた。だが、これに対し、中国の人々は「われわれは、食べるものも食べないで、懸命にベトナムを援助してきた。恩を仇で返す態度」と反論していた。

ところで、ベトナム戦争の終結（一九七五年四月）、南北ベトナム統一（七六年六月）を経て、インドシナ半島では七七年七月ごろから、ベトナムとカンボジアの間で国境紛争が表面化していった。インドシナ三国（ベトナム、ラオス、カンボジア）での主導権掌握を目指すベトナム指導部と、民族自決を求める当時のカンボジアのポル・ポト政権との間の対立抗争が高じ、同年十二月三十一日、カンボジアはベトナムに対し断交を通告した。中国は、この問題ではカンボジア政権を支持、ベトナムの動きを「地域的な覇権主義」と糾弾、中越関係には亀裂が生じていった。

カンボジアと華僑問題

両者間の対立をさらにこじらせたのは、ベトナム在住の華僑問題だった。七八年三月、ベトナムはホーチミン市内の商業流通を国有化、これが華僑の経済活動に大打撃を与えた。こうした中で、廖承志・中国国務院僑務弁公室主任は同年四月三十日、多数の華僑がベトナム当局の要請で中国へ帰国している事実を確認。さらに、中国政府は五月二十四日、ベトナムによって中国へ追放された華僑が七万人以上に達したと発表、ベトナム政府の華僑迫害政策を非難した。これに対し、ベトナム外務省は同月二十七日、華僑の大量帰国は一部の“悪質分子”の扇動によるものと反論する一方、六月五日には華僑引き揚げのための中国船受け入れを表明した。

中越関係の悪化に伴い、ベトナムのソ連への傾斜が深まっていった。その顕著な表れは七八年六月二十九日、ベトナムがソ連・東欧圏を中心とした経済援助会議（コメコン）への正式加盟に踏み切ったことだ。これに対し、中国政府は七月三日、ベトナム政府に覚書を送り、ベトナム向けのすべての経済・技術援助を打ち切り、ベトナムに滞在する中国人技術者の全員引き揚げを通告した。この応酬で、中越間の対立は、中ソ対立と絡む決定的なものとなった。

ソ越が友好協力条約締結

第二次大戦後のアジアの歴史を大きな流れでとらえるならば、一九六〇年代初期から表面化した中ソ対立にもかかわらず、ベトナム戦争の終結までは、域内諸国に関する限り、

その政治関係に質的な変化は起こらなかったと言える。だが、インドシナ半島からの米軍の撤退後、ソ連は経済、軍事援助を通じて、ベトナムへのテコ入れを一段と強化し、ベトナム自身もラオス、カンボジアを含めたインドシナ半島全域への影響力を、じわじわと増大していった。

一方、中国はこうした動きを、「前門のトラ」（米国）に代わる「後門のオオカミ」（ソ連）のアジアへの覇権拡張と見なし、かつベトナムを「小覇権主義」とし、ソ連とベトナムの“結託”に強い反発を示した。そして民族自決色の強かったカンボジアへの肩入れを強化するとともに、マレーシア、タイ、フィリピンなど東南アジア諸国連合（ASEAN）との関係改善を促進、さらにタイとカンボジアの関係正常化に一役買うなど、新たな対応措置に出てきた。

中でも、この時期の中国の対日、対米戦略の展開は見落とせない。七八年八月十二日、中国は日本と日中平和友好条約に署名した。この条約は、日本としては両国間の平和友好に力点があったが、中国としては、ソ連のアジアへの過度な介入（覇権主義）に対抗する意味合いを含めていた。

ソ連の外交姿勢も硬化した。同年十一月三日、ソ連はベトナムとの間に友好協力条約を締結した。当時、カンボジアでは、すでにベトナム正規軍の活動が始まっており、中国が支援するボル・ポト派との抗争は激化していた。したがって、こんな状況下に結ばれたソ越友好協力条約は、文字どおり軍事同盟としての性格を帯びていた。緊張は高まる一方だった。

ついに中越の軍事衝突へ

こうした中で、米中両国政府は同年十二月十六日、米中国交正常化が七九年一月一日に実現する運びとなったことを公表した。また、七八年十二月二十五日付の中国共産党機関紙『人民日報』が「われわれの忍耐にも限度がある」と題する社説で、ベトナムの反中国姿勢を非難、国境紛争の発生件数が激増していることを指摘した。

これに対し、ベトナム側は同年十二月末、ソ越友好協力条約を後ろ盾にカンボジア侵攻作戦を本格化、翌七九年一月七日には早くも首都プノンペンを占領した。そして、ベトナムの支持で誕生した反ボル・ポト勢力のカンボジア救国民族統一戦線（ヘン・サムリン議長）が翌八日、カンボジア全土を制圧、と発表した。

中国としても、これを放置することはできなかった。中国は、カンボジア制圧という新事態の出現を、ソ連の覇権主義、そしてベトナムの小覇権主義の表れとし、同年二月七日、訪米の帰途に日本に立ち寄った鄧小平副首相（当時）は、大平首相に「ベトナムの今般の行動には制裁を加える必要がある」と発言。実際に二月十七日、二十万人に近い中国の正規軍が、国境全域でベトナム領内に侵攻した。

しかし、中国は当初から限定的戦争を想定しており、しかるべき「懲罰」を加えた後、早急に国境内に後退する考えであった。また、中国軍はベトナム軍と比較して、長い期間、実戦から遠ざかっていたため、ベトナム軍の反撃は予想以上に強力であり、三月五日、中国軍は、特定のベトナム側の約束も取りつけることなく、「所期の目的を達した」という名目で、一方的に撤退を開始した。

結局、この中国軍のベトナム侵攻作戦は、カンボジアのボル・ポト政権を支援するという意味では、ほとんど有効に作用することはなかった。しかも、長年の中国・ベトナムの社会主義的連帯に決定的な打撃を与えた。また中ソ関係も極端に冷却化し、中越紛争後の四月二日、中国は中ソ友好同盟相互援助条約の満期（八〇年四月）に伴う破棄を事前通告した。

鄧小平「三大任務」を提起

カンボジア内部では、ベトナム軍撤退を求めるゲリラ戦闘が続いたが、もう一つ、アジアで大きな事態が発生した。それは七九年十二月末のソ連軍のアフガニスタン侵攻だった。

ソ連はここで意にそぐわぬアミン政権を排除し、親ソ派のカルマル政権を樹立した。全世界が新事態を注視したが、八〇年一月十一日の『人民日報』は、ソ連の戦略が防御から攻撃に転換したことを指摘し、その南下拡張行為に強い警戒心を示した。

こうした中で、中国の最高実力者となった鄧小平氏は、自国にとっての一九八〇年代の「三大任務」を明らかにした。要約すると、①「四つの近代化」（農業、工業、国防、科学技術）政策の遂行、②両超大国（米国、ソ連）の覇権主義に反対し、国際平和環境を維持する、③祖国の平和統一の実現—であった。鄧氏は、この中でも「四つの近代化」、とりわけ農業、工業など経済建設の成果をあげることが最優先課題だと強調した。また、両超大国の中でも、特にソ連の覇権主義に手厳しい批判を加えた。

七七年夏に再復活を果たし、国内での主導権を掌握して以来、鄧氏は七八年九月にまず朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）を訪問した。そして、十月下旬には平和友好条約を結んだ日本を視察、七九年一月下旬は、国交正常化を実現したばかりの米国を訪れた。

国内ではイデオロギー過剰の文革路線を大転換し、対外的にはソ連そしてベトナムとの対決を深める中で、これら諸国の訪問は、中国の今後の国造りを模索する重要な旅となったに違いない。「三大任務」の提起には、その大方向がはっきりと示されていた。

ドキュメント 日中平和友好条約

さて、時期はさかのぼるのだが、ここで、どうしても書き留めておかなければならないことがある。それは、日本と中国の間に、子々孫々にわたる平和と友好を誓約した「日中平和友好条約」についてである。

「日中国交正常化」実現後の両国関係にとって、最大の懸案事項は、まさに「日中平和友好条約」の締結であった。だが、この条約は、国交正常化の際の日中共同声明の本文で締結の約束を明記しながら、一九七八年八月十二日の調印まで、実に六年近くの月日を経て、やっと陽の目を見たのだった。正式交渉が始まってからでも、三年以上を費やしている。

「覇権反対」をめぐる双方の意見の食い違い。中国と“犬猿の仲”にあったソ連からの強い圧力、そして交渉中断。やっと光を見出したかと思えば尖閣列島事件の発生—一つの出来事の後にまた次の出来事が、と波乱の交渉であった。この間、一九七六年には、日中国交正常化の立役者だった中国側の周恩来首相、続いて毛沢東主席の死去。日本では田中元首相らを巻き込んだロッキード事件が波紋を呼び、政局は混迷状態におちいった。

しかし、この長い年月も、日中双方が、よりよく相手を知り合う上で貴重な機会となった。陣痛を経て生み出した条約だから、これからはお互いの誠意と努力と忍耐の積み重ねの中で、世々代々にわたる平和と友好を、立派に育てあげていかねばなるまい。

そうした願いを込めながら、北京そして東京での取材体験を交えつつ、長かった交渉の軌跡と、この条約の意義を記しておきたい。

楽観ムードから悲観ムードへ

「日本国政府及び中華人民共和国政府は、両国間の平和友好関係を強固にし、発展させるため、平和友好条約の締結を目的として、交渉を行なうことに合意した」

日中共同声明の「第八項」だ。両国政府は「第九項」で貿易、海運、航空、漁業等の実務協定を結ぶことも約束した。そして、こちらの方は難航した航空協定も含めて順次目鼻がつき、焦点はいよいよ最大の懸案である平和友好条約へと移っていった。

一九七四年（昭和四十九年）十一月、海運協定の調印に来日した韓念竜外務次官と、東郷外務次官との間で予備交渉。翌七五年一月十六日、東京で東郷次官と陳楚駐日大使との間に交渉が始まった。

この第一回会談で双方は「早期締結」で一致したと伝えられ、三木首相も同月二十四日、施政方針演説で七五年中に「締結」との決意を表明した。

他方、周恩来首相も一月に訪中した日中経済協会代表団（稲山嘉寛団長）に、「条約の早

期実現を望んでいる。早ければ三カ月で妥結は可能だろう」と語った。

このため、当時、北京にいた小川大使ら日本大使館員や、われわれ常駐記者団の間にも楽観ムードがただよっていた。東京から送られてくる新聞には、「今国会で批准の方針」などと、すぐにも締結されそうな「見出し」が躍っていた。

だが、二月五日、モスクワ放送が「日中条約は反ソ的」と批判、ソ連の対日けん制が表面化して以来、にわかに雲行きがあやしくなってきた。同月十四日の東郷—陳楚会談で、中国側は「反覇権条項を条約本文に明記するよう」主張。「第三国に対する覇権反対を条約にうたうのはソ連を刺激」と反対する日本側と、真っ向から対立する形となった。以後、「反覇権条項」の取り扱いをめぐる日中双方の折り合いがつかず、東郷—陳楚会談はやがて物別れに終わってしまった。

東京の厳しい空気は、直ちに北京にいるわれわれにも伝わってきた。

中国側からは、「なぜ共同声明の本文に明記された反覇権条項が、条約本文に明記されないのだろうか」という質問が出てきた。私も含め、仲間たちは「ソ連がうるさいからでしょう」と答えるしかなかった。北京でも、日本人好みの「等距離外交」の是非が盛んに論議された。「等距離外交と言っても、それを律する原則がないのはおかしい」というのが、経験豊富な中国の外務省幹部の言い分だった。

中国の厳しい姿勢には、いささか当惑気味だったが、それなりの理由があった。この年の一月九日、中国は第四期全国人民代表大会第一回会議で「新憲法」を採択していた。これは一九五四年、中ソ蜜月時代に発布された「旧憲法」とは違い、前文で「社会帝国主義の侵略政策と戦争政策に反対」とうたい、さらに「超大国の覇権主義に反対」を明記。とりわけソ連に対する厳しい態度を鮮明にしていた。

このように、日中条約交渉の前途は、当初の楽観ムードから、がらりと悲観的なものへと転じていった。

ソ連の攻勢、北京での経験

帰国後に聞いた話では、トロヤノフスキー前駐日大使の政界、財界、言論界に対する日中条約への反対攻勢は大変なものだったらしいが、北京にいた私のところにも、よくソ連関係者から電話がかかってくる。多いときは週に三回ほど「会いたい」と言ってくる。こちらの仕事の都合もあるから、そうしょっちゅうは応じられないが、三度に一度ぐらいは会っていた。同じ新聞記者同士だし、国際クラブではピンポンの好敵手でもあった。性格が陰気臭くなく陽気な人だったせいもある。

「覇権反対を入れた日中条約は、ソ連に対する軍事同盟ではないか」「共同声明と条約は性格がちがう」—質問の中心はこんな趣旨のものだった。「懸念は理解できるが、軍事同盟なんてとんでもない。一般の日本人にそんな気持ちを抱く者はいないよ」と言うのが、私の率直な返答だった。

そして、よくこんなふうに自分の考え方を述べた。

高度な核開発などで、米ソが圧倒的な軍事優位に立っていることは世界中で知られている。毛主席でさえ、米ソの核を親指大とすれば、中国の核は小指の先ほどしかないと言っている。しかも、万—に備えて「深く穴を掘っている」のが中国の実情だ。まして、わが国の場合は無防備に等しい。この日中両国が、まず互いに覇権を求めないと誓約し、その上で他国の覇権にも反対を表明すると言っただけで、なぜ軍事同盟になるのか。現に中国の指導者も「万—、中ソが事を構える事態になっても、日本を巻き込むような考えは毛頭ない」と言っている。

しかし、誰が何と言おうとも、日本人のほとんどがソ連を敵視していない。それよりも、ソ連はきちんと北方領土を返すべきだ。そうすれば、大多数の日本人がソ連の話に、まじめに耳を傾けるだろう。

また、「共同声明と条約は性格がちがう」という点についても、ソ連との関係はいささか腑におちないところがある。「日ソ不可侵条約」のソ連による一方的廃棄という歴史的事実

が存在しているからだ。日本民族の立場からすれば、ソ連側の一方的廃棄はどうなるのか。条約が権利・義務に拘束されるなら、ソ連には権利だけがあり、義務という拘束は受けなかったことになりはしまいか。

ピンポンの好敵手は、やがて私とは「覇権問題」で論議することをやめてしまった。「中国にいかれた男」と思ったからだろうか。それでも、よく電話をかけてきては、いっしょにピンポンや玉突きをやっていた。

断っておくが、私は決してソ連を「敵視」していない。正常な関係を持ちたいと願っているだけだ。

覇権問題をめぐる中国側の考え

周恩来首相は、日中平和友好条約が予備交渉に入る前から「覇権反対を言い出したのは米国だった」と繰り返し、その“発起人”としてキッシンジャー氏の名前を挙げていた。

ところで、東京での東郷一陳楚会談がデッド・ロックに乗り上げていたころ、「覇権問題」に関する中国側の考え方を、かなり系統的、総括的に披露したのは、鄧小平副首相だった。七五年四月十六日、池田大作会長を団長とする創価学会第三次訪中国の一行と会談した際の発言だが、当時の取材メモの要点を紹介しておこう。

一、「覇権条項」は、「日中が互いに覇権を求めない」という部分と、「いかなる国、あるいは国の集団の覇権にも反対する」という部分からなる。まず日中間で「覇権を求めず」という場合、中国は何よりも自分自身に対し、アジア・太平洋地域で覇権を求めないという厳格な義務を負わせる。これは日本を含むこの地域全体にとって大きな意義があることだろう。また、日本がこれを誓約することは、この地域でのイメージを改善し、向上させる上で大いに役立つはずだ。

一、「覇権条項」を入れれば、どこかの国の感情を傷つけるのではないか、との懸念があると聞く。それはソ連のことだろう。だが、少なくとも「覇権条項」を書き入れることは、日本の北方領土返還、また領土上の紛争地域を固定したままで「アジア集団安保体制」を築こうとするソ連の姿勢を規制する上でも有益なはずだ。これに気がねすることは、ソ連の覇権主義を容認し、これに奉仕することになる。

一、一九七二年九月に「覇権条項」が日中共同声明でうたわれ、すでに二年半にもなるのに、ソ連は日本と付き合いなくなったり、往来をやめてしまったらどうか。決してそんなことはなかった。覇権反対とは、米ソを含めたあらゆる国の内政に干渉するものではなく、彼らの不当な「外政」に干渉するものである。覇権主義は外国を支配し、侵略し、圧迫するもので、こうした「外政」には当然干渉すべきだ。

一、(仮に「覇権条項」を書き入れないと日本側が主張した場合は、との問いに)それでは引き続き話し合うほかない。中国は原則を堅持し、取り決めの成立まで努力するだろう。というのは、両国の関係を主導する日中共同声明という大原則があるからだ。

一、(共同声明と条約の差異について)共同声明も正式なものであり、日中両国間で順守されるべきもので、条約と実質的な違いはない。だから「覇権反対」を主張することは何の障害もない。

一、(「覇権条項」は平和友好条約の前文表記ではいけないか、本文明記ではないと認めないのか、との問いに)条文の中でどう取り扱うかは研究の余地がある。現在、日本政府は「覇権条項」の前の一句はいいが、後の一句はよくないとしているが、これではまずい。「覇権を求めず」と「覇権に反対する」は不可分のものだ。しかし、条文の形式をどう扱うかは研究できることだ。

以上が、鄧副首相の「覇権問題」に関する発言の大要だった。ここでも明らかなように、中国は当時の階段までは、「覇権条項」を「前文」に入れるか、それとも「本文」に入れるかに、大きな「こだわり」を示していなかったように見える。

「覇権反対」の発想の根源

では、中国側が「覇権条項」を口にするとき、なぜ「覇権を求めず」という点と、「覇権に反対する」という点を、不可分のものと考えたのだろうか。その発想の根源にあるものは何なのか。「一八四〇年のアヘン戦争に敗れたときから、中国の先進的な人々は、ひじょうな苦勞を重ねて、西方諸国に真理を求めた。……西方の新しい知識に関するものなら、どんな書物でも読んだ。日本、英国、米国、フランス、ドイツに派遣された留学生の多いことは驚くばかりだった。国内では科挙を廃止し、雨後のたけのこのように学校をおこして、西方に学ぶことに力を注いだ。私自身が青年時代に学んだものも、こうしたものであった」

一九四九年六月三十日に発表された毛沢東論文の一節である。当時の中国人の目には、西方資本主義国だけが進歩的と映っていた。日本も西方から学んで効果を収めていたので、中国人は日本からも学ぼうとしていた。その結果はどうだったか。

「帝国主義の侵略は、西方から学ぼうとする中国人の迷夢をうち破った。ふしぎなことだ。なぜ先生はいつも生徒を侵略するのか。中国人は西方から沢山のものを学んだが通用せず、理想はいつも実現できなかつた。……国の状態は日に日に悪化し、このために人々は生きていけなくなった。疑惑が生まれ、増大し、発展していった」

こうしたときにロシアで十月革命が起こり、世界最初の社会主義国が誕生した。中国人にとって、これは大きな驚きであると同時に朗報であった。アヘン戦争以来、八十年近くも西方資本主義に学びながら発見できなかった「救国の道」を、中国人の目には立ち遅れているとしか映らなかつたロシア人が教えてくれたからだった。中国はその後、一九一九年の五・四運動、二一年の中国共産党の成立、さらに長い抗日戦争、前後三回にわたる国民党との内戦を通じて、「新しい道」の正しさを実証することができた。

中国人はよく「反面教師」という言葉を使う。何度も繰り返されてきた西欧列強の中国侵略、「日本軍国主義」「米帝国主義」の「諸先生」のおかげで、中国は強くなることができた、というわけだ。その中国はいま、「反面教師」という言葉を、ソ連指導部に捧げている。長い間、真の教師と仰いできたソ連指導部が、その後、軍隊を派遣して他国の主権を制限し、世界各地に自国の勢力範囲を広げようとする「社会帝国主義」に変わった、と見ているからである。

中国がその近代史の中で、幾度も自問自答してきた「ふしぎなことだ。なぜ先生はいつも生徒を侵略するのか」といった疑惑と絶望感こそ、現代流に言えば「自らは覇権を求めず、しかも他国の不条理な覇権を許しつつけた」結果にほかならなかつたのである。

「覇権条項」は周首相の遺言

話題を条約交渉のルールに戻そう。東郷一陳楚会談は七五年四月二十四日、覇権問題に関する主張の対立で物別れになって以来、再び開かれることはなかつた。それ以後、日本側は低姿勢と主観的善意の「等距離外交」にもかかわらず、いやそれゆえにこそ、中ソ双方から激しく迫られ、立往生の体となつていった。小派閥の三木内閣は、その上に党内からも絶えず揺さぶられていた。条約交渉のカナメとなる「覇権条項」について、三木内閣は最初は「入れない」ですまそうとし、四月には「前文に入れよう」と変わった。しかも「本文明記ならば権利・義務に拘束されるが、前文に入れるならば拘束されずにすむ」というのが理由だった。その態度は五月になると、また別なものに変わった。

六月初旬、東京からの報道は、日本政府首脳の、交渉が中断されるのではないかという発言を伝えていた。また、三木首相の新提案に対する回答が、まだ中国側から届いていないという発言も、東京と北京の日本側（政府首脳と日本大使館当局）から流されていた。この新提案とは①条約を速やかに締結、②共同声明を踏まえて交渉、③共同声明の諸原則を堅持、④交渉中断はありえぬ一の「四項目」で、五月二十三日、三木首相が小川大使を通じて中国側に伝達したと言われるものだった。

こんな情報が広まった六月十二日、病床にあった周恩来首相は、藤山愛一郎日中友好議

員連盟会長・日本国際貿易促進協会会長、川瀬一貫同協会副会長らと会見した。

会談後、藤山会長が明らかにしたところによると、周首相は「中国は条約のすみやかな締結を望んでおり、交渉を中断するような意思はない」と述べるとともに「三木首相からの伝達に対しては、すでに韓念竜外務次官からご返事申し上げた」と語った。この際、周首相は三木首相の真意が口頭で伝えられたため、中国側の態度表明も口頭で行われたとし、もし親書による伝達ならば、親書で回答するつもりだった、と述べていたという。

また周首相は、日本側の立場を理解し、条約交渉で賠償問題や台湾問題をむし返す気持ちはない、と語っていたようだ。だが、「国交正常化の際の日中共同声明に明記された『第六項』(平和共存原則)と『第七項』(覇権条項)は大切だ」と述べ、条約本文に明文化する必要性を毅然として強調したという。

会談内容を取材していて、「誠実さには、きちんと誠実さで対応していただきたい」という、周首相の病床からの精いっぱい気持ちは、じかに伝わってくる思いであった。われわれ常駐記者団は取材の直後、深夜ではあったが、小川大使を公邸に訪ね、「三木首相の伝達に対する中国側の回答が届いていないという発言は、いつわりではなかったのか」と詰問したのだった。いまにして思えば、われわれを大使公邸に走らせたのは、周首相の誠実さだった、と言っても過言ではあるまい。

当時、北京から見ていた三木内閣には、中ソの狭間に悩む姿勢がありありとうかがえた。三木さんを悪人とは思えなかった。しかし、「覇権条項」で二転、三転するその姿勢は、中国側には次第に「不誠実」と映るようになっていったようだ。

周首相にとっては、これが日本人との最後の公式会見となったが、中国は以後「覇権条項」の本文明記を譲れぬ大原則としてしまった。その意味で、これは周首相の「遺言」と言える。

それから長い中断の時期

七五年六月二十一日、三木首相は「覇権条項」の取り扱いをめぐって、四度目の態度変更を示した。それは「覇権主義反対は主権、領土尊重の平和五原則や武力による紛争解決を禁じた国連憲章と同様、普遍の原則と考える」との前提条件を付して、「覇権条項」の本文明記を決断する見解であった。中ソや党内のあちこちに“気兼ね”しつつ打ち出したものだったのだろう。だが、中国側はこのころには、交渉相手としての三木首相に、すっかり失望感を抱いてしまっていた。「覇権問題」をめぐる日中間の応酬がほぼ出尽くし、交渉がすっかり膠着状態に入ってしまったこの年の盛夏、私は三年近くの北京での仕事を終えて帰国した。東京を振り出しに名古屋、大阪、北九州、そして地方の幾つかの町や村も回ってみた。夜を徹して「覇権問題」や中国での体験、日本の現状を語りあった日も何度かあった。

日本国内には「覇権条項」の本文明記をめぐって賛否両論があった。しかし、概して言えば、賛成論の氣勢はあまりあがっているようには感じられなかった。逆に「日中条約は反ソ的」とするソ連の対日牽制は、硬軟両面から、各分野に浸透しているように見えた。また自民党内では「日台空路の優先的復活」を主張する“台湾派”を中心に、日中条約慎重論が高まりを見せ始めていた。さらには、北京で「米ソ両超大国の覇権主義反対」という共同声明を発表(五月十二日)して帰国した社会党の成田訪中団に対しても、同党内を含め“風当たり”は強い様子だった。

「日中友好の願望は、われわれだって十分に持っている。だが、中国側があまりきつく言うのは友好的態度ではない。押しつけられているという感じがする」

「日本はエネルギー資源はもちろん、食糧にしたって、とても自給できる状態にない。こんな中で、われわれが米中ソといった大国の谷間で、どんなに神経を使って生きているか。中国の人たちはどれだけ具体的に知ってくれているのだろうか」

悪意のない一般の人々の間にも、こういった“苦言”を呈する者がいた。国交正常化の一カ月前、「日中、日中」のすさまじい熱気にあおられながら北京に赴任した当時に比べる

と、二年十一月ぶりに接した東京の空気は冷たかった、というのが正直な実感であった。九月二十四日、ニューヨークで日中外相会談（宮沢一喬冠華会談）が行われた。この席で宮沢外相は「覇権問題」に関して、「特定の第三国に対するものではない」など、いわゆる“宮沢四条件”を中国側に提示した。これは人によっては“宮沢四原則”とも呼んでいた。だが、中国側は「日中共同声明がすべての基礎」として反発。これ以後、日中条約交渉は実質的に長い中断の時期を迎えることになった。

そして交渉再開、妥結の線が

七六年は日中双方にとって、国内政治の多難な年であった。中国では周恩来首相死去、天安門事件、鄧小平副首相解任、華国鋒首相就任、朱徳委員長死去、唐山大地震、毛沢東主席死去、「四人組」失脚—と大動乱が続いた。他方、わが国でも「三木おろし」の策動が進展、また田中元首相らを巻き込んだロッキード事件が政財界に波紋を呼び、政局は混迷状態におちいった。

だが、十月に入って中国には華国鋒新体制が出現、日本では十二月、福田内閣が誕生した。この機会をとらえて、七七年一月に訪中したのが竹入公明党委員長だった。

福田首相は竹入委員長の出発前に会見し、「条約交渉を進めたい」との伝言を託し、当時、官房長官だった園田さんは一月十九日、「福田内閣は“宮沢四条件”にはとらわれない」との見解を発表した。同月二十二日、華国鋒主席は竹入委員長と会見、日中平和友好条約について「覇権条項など日中共同声明の原則を後退させることはない」と、基本的立場に変化のないことを強調しつつ、「福田首相の共同声明を忠実に実行するという伝言を歓迎する」と語った。しかし「福田首相はなお、最終的決断をしているとは思えない」と率直な見解を明らかにした。

日中間に交渉再開の機運が盛り上がり始めたのは、国交正常化五周年（七七年九月）前後からだった。その中から、「一定の歯止めさえつければ、『覇権条項』の本文明記にこだわらぬ」という政府首脳発言も聞かれるようになった。長い交渉中断が、日中双方に相手の立場を謙虚に見つめ直す機会になったのも確かだろう。中国側の姿勢にも、原則は変わらぬが、弾力性と柔軟性が出てきた。

例えば、復活した鄧小平副首相は九月十五日、河野洋平代表ら新自由クラブ訪中団と会見、中ソ友好同盟条約は事実上消滅していると語り、また中国が将来、二百カイリ経済水域を宣言するようなことがあっても、漁業の実績は尊重すると言明した。李先念副首相は九月二十九日、藤山愛一郎、黒田寿男、西園寺公一氏らに対し「中国に反対するソ連も、中国が覇権を行わない約束をする日中間の条約に反対する理由はないはず」と述べた。十月中旬には、国交正常化の際の官房長官だった二階堂進代議士が訪中、鄧副首相、廖承志中日友好協会会長始め、張香山、孫平化、王曉雲氏ら対日政策の要人と会談した。

こうした中で、十二月二日付の『朝日新聞』（朝刊）は、日中関係筋の話として、極めて注目に値するニュースを掲載した。それによると、平和友好条約の本文に覇権反対を盛り込むに当たって、①日本側は冒頭の部分を一部手直しして「この条約は第三国に対するものではない」とする、②中国側は同じ冒頭の部分を「日中両国の友好親善は第三国に対するものではない」とする—と日中双方の対応方針が明らかにされた。そして、妥協可能の線として、例えば「この条約に基づく日中両国の友好親善は、第三国に対するものではない」といった表現で十分、との見方も紹介された。日中平和友好条約の最大の問題点である「覇権条項」の取り扱い方が、こうした形で明るみに出たところから、「交渉の一月再開、三月妥結」の線が、にわかに現実的可能性を持つようになった。

情勢を先取りした財界首脳

だが、「一月再開」と言われた条約の締結交渉は、肩すかしを喰らってしまった。福田首相が七八年一月二十一日の施政方針演説で「交渉の機はようやく熟しつつある……」と述べるにとどまり、その後の代表質問でも、「日中条約締結の段取り、手順はまだ煮詰まって

いない」などと発言、交渉再開への具体的意思表示をしなかったためだ。

こうした政界の不透明な状況をしり目に、日中関係を大きく前進させる画期的な動きが現れた。二月十六日、北京で行われた「日中長期貿易取り決め」の調印である。このために、日本側からは稲山嘉寛新日鉄会長を団長に、土光敏夫経団連会長を最高顧問に据えた財界首脳一行二十七人の大型代表団が訪中、中国側も国をあげて歓迎した。

協定の有効期間は一九七八年から八五年の八年間で、この期間内の双方の輸出総額はそれぞれ百億米ドル（往復二百億米ドル）前後とすると規定された。七八年から八二年の五年間の、日本の対中技術・プラント輸出は約七十～八十億米ドル、建設用資材・機械は約二十～三十億米ドルとし、同期間に日本は中国から原油七百万トン、原料炭五百十五～五百二十万トン、一般炭三百三十～三百九十万トンを輸入する。また、八三年から八五年の三年間で日本側が輸入する商品および数量については、八一年に双方で協議して取り決めることになった。

この取り決めで具体化していく過程には、金融措置や円高問題など克服せねばならぬ諸点もある。しかし、大きな目で見れば、この長期協定の調印により、日本は資源供給源の多角化と安定化を図ることができ、他方、今世紀末を目指して「四つの現代化」（農業、工業、国防、科学技術）の実現を至上命題とする中国側は、鉄鋼業をはじめとする基幹産業の近代化・大型化を促進することが可能となる。すなわち、日中両国の経済は基幹的部分での結合を固め、日中経済関係は新しい飛躍の時代に入ったと言える。

調印の行われた二月十六日、李先念副首相は財界代表団と会談したが、同席した中国駐在の佐藤大使に「日中平和友好条約の早期実現に努力してほしい」と要請した。稲山会長は帰国後の会見で「長期取り決めはエンドレスに続くもの」と述べるとともに、「ホトケをつくったので、魂を入れる番だ」と語った。言うまでもなく、ホトケとは「日中長期貿易取り決め」であり、魂とは「日中平和友好条約」である。

二月二十六日、華国鋒主席は第五期全国人民代表大会第一回会議で政府活動報告を行った。同主席は日中関係に触れた個所で、中日長期貿易取り決めの重要な意義を認めるとともに、「日中両国政府の共同声明をふまえ、中日平和友好条約を早期に締結することは、両国人民の根本的利益に合致している」と述べ、交渉再開へ向けての中国側の積極的姿勢を示した。

交渉への道開いた矢野訪中

「日中長期貿易取り決め」に続いて、政府間の条約交渉再開を促進させる媒体となったのが、公明党第六次訪中団（団長・矢野書記長）であった。

三月八日、福田首相は園田外相とともに、公明党の竹入委員長、訪中の矢野書記長と会い、中国首脳に対する伝言を託した。それは①日中平和友好条約締結については、熱意を持って早期に断行する、②いずれの国とも平和友好を進める日本外交の基本的立場に中国が理解を示すなら、日中平和友好条約の交渉再開に入りたいの二点だった。

廖承志中日友好協会会長は同月十四日、訪中の矢野氏に対し、福田首相の伝言に対する中国政府の正式見解を読み上げた。四項目にわたるもので、要旨は次のようなものだ。

①日中共同声明を踏まえ、日中平和友好条約の早期締結と両国関係の発展という一貫した主張には、いかなる変化もない。②日中平和友好関係の樹立と発展は第三国に対するものではない。両国はいずれも覇権を求めず、いかなる国あるいは国の集団が覇権を求めめるのにも反対する。覇権を求めめる者には反対する。一方で覇権反対を言いながら、もう一方で「だれに対するものでない」というのではロジック（論理）にあわない。事実上、覇権主義は中国を脅かしているとともに、日本をも脅かしている。③中日両国の覇権反対は共同行動を意味しない。両国はそれぞれ独自の外交政策を持っている。双方とも、相手の内政に干渉するものではない。④福田首相の早期決断を望み、園田外相の訪中を歓迎する。

これを受けて、鄧小平副主席兼副首相と矢野氏らとの会談が行われた。矢野団長が「福田首相の見解にある第二項について、中国側の理解が得られたと首相に報告してよいか」

と質した。これに対し鄧副首相は①いかなる国とも友好関係を樹立したいとすることは理解できる、②覇権反対条項自体、他の国との友好関係を樹立できないという性格を持ったものではない、③もしソ連が横暴に覇権主義を求めれば、ソ連と友好関係を発展させることはできない、④（反覇権条項を）ただ盛り込めばよい、⑤（福田首相と中国との関係があまり良くなかったことについて）福田首相に、そういうことは気になさらずに、と伝えてほしいと説明した。

矢野氏を通じて行われた、この日中両国首脳対話の中には、長い間の交渉中断がかえって日中双方に相手の立場をじっくりと見直す機会となったことをうかがわせるに足るものがあった。

日本側には、中国側がいずれの国とも平和友好を進める日本外交の基本的立場を理解してくれるならば、「覇権条項」の本文明記もやぶさかでない、とする姿勢がうかがえた。逆に中国側には「覇権条項」を条約本文に明記したからといって、それは「共同行動を意味するものではない」とする姿勢がはっきりした。また「日中はそれぞれ独自の外交政策を持っている」とし、日本の、いかなる国とも友好関係を樹立したいとする立場にも理解を示した。

尖閣列島事件の背景

三月二十六日、鄧副首相は公明党代表団に続いて訪中した社会党の飛鳥田委員長らに対し、「華国鋒主席に時間がなければ、私が訪日してもいい」と語り、条約の早期締結に意欲を示した。一連の中国側首脳部の発言に対し、福田首相ら日本政府の指導者たちも好感を寄せた様子だった。そして、慎重な足どりながらも、肝心の自民党内部の調整工作が進められた。

ところが、四月十二日早朝、中国の漁船団が尖閣列島の領海内に入ったという報道で、日本国内は騒然となった。「中国側が領海侵犯という実力行使の挙に出た」という衝撃が、日本の国民感情を刺激してしまったのだ。条約交渉再開へ向けての自民党内の調整工作は即刻中断され、日中条約の反対派を勢いづかせた。交渉再開へ腐心していた外務省首脳の一人は「あと二日あれば、党内調整のメドがついたのに」とくやしがっていた。

尖閣列島については、日中双方がその領有権を主張してきた。国交正常化の際にも、日中双方は、それぞれ自国の領土という認識を持っていたが、議題には取り上げなかった。当時の交渉に関係した政府高官によると、取り上げてタナ上げにしだのではなく、どちらも「触れない」ということを了解し合ったのが真相である。真正面から「尖閣」を取り上げると、ともに国民感情を刺激し、歴史的な国交正常化の大事業に亀裂が入るという大局的判断が働いたからだろう。しかも、ここが大切な点だが、国交正常化後、日本が尖閣列島を実効的に支配していることは、中国側もよく知っていながら、ずっと政治問題になったことはなかったのである。

北京で日中国交正常化の取材を体験した筆者には、今回の事件の背景に日本側がつくった「間接原因」のあったことが痛いほど分かった。三月下旬からの交渉再開にからむ自民党内部の調整段階で、反対派ないし慎重派の人たちの間から「尖閣領有に結着をつけるべきだ」という主張が飛び出し、しかも自民党タカ派の国会議員ら三十三人が蒋介石氏の三周忌に際して台湾を訪問、日中条約締結反対の意思表示をするなど、交渉再開への調整をこじらせていたからだ。

と同時に、日中間には、まだまだ分かりあえぬ問題があることを、改めて痛感させられた。一つは、日本が尖閣列島を実効的に支配していることは中国もよく知っていて、しかもトラブルが起こっていなかったのに、なぜ一部の人たちがわざわざこの問題を持ち出したかということ。一つは、日本には中国と違って多種多様な人間がおり、かなり自由に物を言い、議論がふつとうすることもある。だが、まだ議論の段階にあるときに、中国の人たちが自己の意思表示であるとはいえ、なぜ「実力行使」の挙に出たかということ。また一つは、日中双方の多くの人たちが友好関係を維持したいと思っていなくても、いったん「領

土問題」が生じると、国民感情に火が付き、正常な言動がとりにくくなること。そして、この点では、日本人ばかりでなく、中国人の場合にも同じことが言えるということ一。

正常化の原点を問うた教訓

幸いなことに、事件発生後の日中双方の指導者の間に、冷静な姿勢が見られたことで、この事件は外交的結着を見るに至った。特に中国側が①事件を偶発的なものとして漁船群を退去させ、②再び尖閣列島付近に近づかせない、と表明したことは、事態を好転させるきっかけをつくった。日本側もこれを受け入れ、「日中双方とも尖閣問題には触れぬ」という立場で処理する方針を明らかにした。

ただ、ここに一つだけ、ぜひ触れておきたいことがある。それは、事件を「偶発的なもの」とした中国首脳部にも、国内の「国民感情」を押さえるために苦慮したあとが見受けられるからである。日本と同様、中国にも「国民感情」がうっ積していたという点だ。

中国側は、三月下旬からの自民党内調整の中で、尖閣列島領有問題が取り上げられたことを重視していた。しかし、こうした日本国内の動き、さらにはその後に発生した中国漁船の尖閣領内への突入といった事態を、公式報道はいっさい伝えなかった。一連の動きを公にすれば、九億五千万の人民大衆の対日感情を悪化させるのは必至、という上部の判断が働いていたことは容易に想像される。

しかし、日本国内の尖閣論議が、幹部向けの「参考消息」に登場したことは間違いあるまい。この「参考消息」は約八百万部と言われるが、事が領土問題に関わるだけに、いわゆる“ロコミ”で大衆に伝播されたと見るのが常識であり、恐らく、これをめぐって中国内部に相当な論議が起こったに相違ない。

これを裏付ける資料の一つとして、中国の民主諸党派の一部からと見られる訴状が、日本向けに流された事実がある。それが大衆の感情を代表したものか、謀略的な意図を持ったものかは議論の余地があるが、その訴状には、尖閣列島の領有主張ばかりか、対日賠償請求の権利留保といった表現まで出ている。

しかも、この発信日付が四月十日となっている点も見落とせない。中国漁船の尖閣領海への突入が同月十二日だったことを思えば、こうした論議は、自民党内で尖閣問題が話題になった直後に起こっていた、ということができる。

領土問題が、いかに当事国同士の「国民感情」を刺激するかは、ここにも明確に出ている。もし、それが制御できなかった場合には、国家関係の根本にかかわる問題にまで発展するというのを忘れてはなるまい。

訴状の中に「賠償請求」という文字まで出ているのは容易ならぬことだ。日本は第二次大戦で中国の人たちに多大な損害を与えた。この不幸な事態に終止符を打ち、日中間に新時代を開いたのが六年前の国交正常化であった。中国側はその共同声明の中で過去を一切水に流し、びた一文の賠償も求めなかった。日中両国が有無相通じ、共に栄える中で平和なアジアをつくろうと決意したのだ。日中復交はまた、日本国内でも国民の圧倒的支持を受けて実現したものである。

日中双方にとって、この重要な意義をくつがえすことは、絶対に許されぬことだ。

尖閣列島事件がもたらした教訓をしっかりと受けとめ、日中が結ばれた原点を、もう一度、ともに冷静な頭で考え直す必要がある一事態の推移を追いながら、私は終始、こんなことを考えていた。

福田、カーターの意中を聞いて

交渉再開への動きが本格化したのは五月初めの日米首脳会談後だった。五月五日、福田首相は帰途ホノルルで「日中条約はとにかく締結してしまいたい」と記者団に意欲を表明した。首脳会談でカーター大統領が日中条約締結への強い賛意を示し、「成功を祈る」と念を押すように語ったのが、大きなきっかけになったようだ。

この二月以来、重要な節目で会談を重ねてきた北京の佐藤大使と韓念竜外務次官は五月

十日、①日中共同声明を基礎に条約を締結、②尖閣列島問題は国交正常化時の「双方触れず」の方針一を確認した。五月二十二日、福田首相は園田外相、安倍官房長官と協議の結果、「日中双方の満足できる状態で、早期に交渉を再開する」との基本方針を確認して政府・自民党五役会議に報告、党内調整を急ぐよう要請した。

五月二十六日には政府と自民党内の手続きが完了、同三十一日には佐藤大使が韓念竜外務次官に「六月後半、北京で再開」を申し入れた。その後、再開時期をめぐって両国間でやりとりがあったが、最終的には六月三十日に「七月二十一日、再開」が決まった。

福田首相はかねがね、日中条約の締結をめぐって「米国はどう見ているのだろうか」と語っていた。その米国はかなり前から「歓迎の意」を表明していたのだが、石橋を叩いても渡らぬと言われる福田首相が、直接カーター大統領の意中を聞いてホッとしたのかもしれない。ともあれ、日米首脳会談後のテンポの速さは、従来とちがって目を見はらせるものがあった。

だが、日中条約を「反ソ的性格」と激しく非難してきたソ連は、交渉再開の日程が煮詰まりだしたところから、反対キャンペーンのオクターブを一段と上げ始めた。ポリャンスキー駐日大使は六月十九日、外務省を訪れ、対日政策の軌道修正をほのめかした政府声明を突きつけるなど、対日警告を繰り返した。

日中関係に新たなページが

七月二十一日に再開された事務レベル折衝は、日本側が佐藤大使、中国側は韓念竜外務次官を首席代表に進められた。また双方の次席代表には、航空協定の予備交渉いらい旧知の間柄である中江外務省アジア局長と王曉雲局次長が相対した。会議は冒頭から「反覇権条項」をめぐって、双方が率直な意見をぶつけ合い、論議は核心に入った。

中国側は「覇権反対」を前面に押し出し、米ソ両超大国、とりわけソ連の覇権主義に反対する姿勢を強く打ち出した。これに対し、日本側はいずれの国とも仲よくという「全方位外交」をかかげ、この条約が第三国、とりわけソ連に対するものでないことを印象づけようとした。この中で、日本側はまず「反覇権条項」を本文に明記する一方で、「この条約は特定の第三国に向けられたものではない」との第三国条項を盛り込んだ案を示した。しかし、中国側は矢野訪中の際に提示した「四項目」の政府見解第二項目をタテに反対、日本側の最初の案では歩み寄りを得られなかった。

しかし、率直な意見交換の中で、会議の雰囲気は終始、友好的だったという。「中国側は自己の意見は主張したが、それを日本側に押しつけるような姿勢はなかった。この条約を何とかまとめたいとする熱意がじかに伝わってきた」。会議に出席した日本側代表の述懐である。結局、十一回目の折衝を終えたところで、中江アジア局長が一時帰国、八月六日の福田首相を中心とする「箱根会談」で、園田外相の「八月八日訪中」が決まった。

国内には、この段階でも「締結への確信は持てない」という空気があった。しかし、園田外相を送り出す福田首相は七日、「見通しをつけた上でのことだ」と言明した。「われわれはいくつかの案を準備していた。しかし、ピンからキリまで、そのどれをとっても日本の国益は守れるという自信はあった」。責任ある日本側代表の述懐である。交渉妥結への大きな趨勢は、このときに見えたと言っていい。

「福田首相の早期決断を望み、園田外相の訪中を歓迎する」と述べていた中国の指導者の胸中にも、一定の譲歩はしても、日本側の体面を損なわぬように条約をまとめようとする決意が働いていた、と言える。その背景には、①中国が錦の御旗としている「覇権反対」の外交を一步前進させることができる、②国家建設の至上命題である「四つの現代化」の実現に日本との協力が不可欠—という認識が強く働いていた、と言えよう。

果たせるかな、八月九日の園田—黄華両外相の政治会談では、中国側の要請で最初から「覇権問題」が論議されたが、中国側は極めて柔軟な態度を見せ、締結へ急進展していった。これを受けた事務レベル折衝でも、第三国条項について、日本側が一番好ましいと思っていた案が採用された。それは「反覇権条項」の後段を本文第二条に盛り込む一方、前

段の部分を別条（第四条）とし、「この条約は、第三国との関係に関する各締約国の立場に影響を及ぼすものではない」と明記したことである。

十日には鄧小平―園田会談、十二日には華国鋒―園田会談が行われた。そして、尖閣列島問題や中ソ友好同盟条約の扱いについても、中国側からけじめをつける発言があり、条約締結のおぜんだては完了した。東京からも自民党、臨時閣僚会議の承諾をとりつけた調印指示の訓令が届いた。

「十二日午後七時二分（日本時間同八時二分）、日中関係史に新たなページが開かれた。強烈なテレビライトに照らされて園田、黄華両外相の腕がゆっくりとすべっていく」

北京からの特派員電が、熱気の人大会堂のもようを、こんな書き出しで伝えてきた。

日本と中国の間に、子々孫々にわたる平和と友好を約束する条約ができた。両国はこれに基づいて今後、経済、文化、人事交流をますます盛んにしていくことを誓い合った。中国側は早速、五百人程度の国費留学生を日本に派遣したいと述べ、福田首相もこれに積極的に応ずる姿勢を示した。

また、条約は両国間のすべての紛争を、平和的手段で解決し、武力または武力による威嚇に訴えないことを確認し合った。わが国が中国を含む多くのアジア諸国に与えた痛ましい歴史の教訓を思い起こせば、将来にわたるこの規範にはそれだけの重味がある。逆に、すでに九億を超える人口をかかえる中国が、将来もし近隣諸国の脅威となるような事態が生じた場合、この確認は反対のタテになる。

日中双方にとって、その大きな根本となる原則が、条約本文の第二条に明記された「反覇権条項」である。しかも、「お互いに覇権を求めず」かつ「他のいかなる国の覇権にも反対を表明する」という同条項は、単に日中両国ばかりでなく、地球上のあらゆる国が、その大小を問わず、自他共に生きるための大きな規範たりうると言えよう。

両国間には、この「反覇権条項」の取り扱いをめぐって長い間、意見の対立があった。中国側は、その歴史的また現実的体験を通じて、超大国の覇権主義、とりわけソ連の覇権主義に反対する立場を前面に押し立てた。これに対し、日本側はソ連の強い反対を考慮し、また戦争の悲惨な体験と反省の上にたって、いかなる国とも仲よく、求めて敵をつくらぬという「全方位外交」を強く主張した。

この立場は、それぞれの基本的な外交政策を反映したものであった。その意味で、「この条約は、第三国との関係に関する各締約国の立場に影響を及ぼすものではない」（第四条）との規定は、双方が独自の基本的な外交政策を貫き、認め合いながら、両者の接点を見出したものとして、大きな意義を持つと言えよう。